

お問合せ一覧

西宮市一般廃棄物収集運搬業許可業者

にしのみや環境サポート協同組合	TEL 0798-36-7806
・株式会社 大栄衛生	TEL 0798-48-6980
・株式会社 大協	TEL 0798-47-3212
・株式会社 ヤマサ環境エンジニアリング	TEL 0798-26-3555
・中澤総業 株式会社	TEL 0798-36-1434
・有限会社 兵庫陸運	TEL 0798-35-7222
・株式会社 ダストマンサービス	TEL 0798-22-5341

事業系古紙類に関すること

共栄紙業 株式会社	TEL 0798-38-0302
マツダ 株式会社	TEL 0798-22-3250
阪神環境テクノ共同組合	TEL 06-6482-3250

事業系廃棄物に関すること

事業系廃棄物対策課	TEL 0798-35-0185
-----------	------------------

一般廃棄物の処理に関すること（西宮市総合処理センター）

施設管理課	TEL 0798-22-6601
-------	------------------

一般廃棄物の持ち込みに関すること

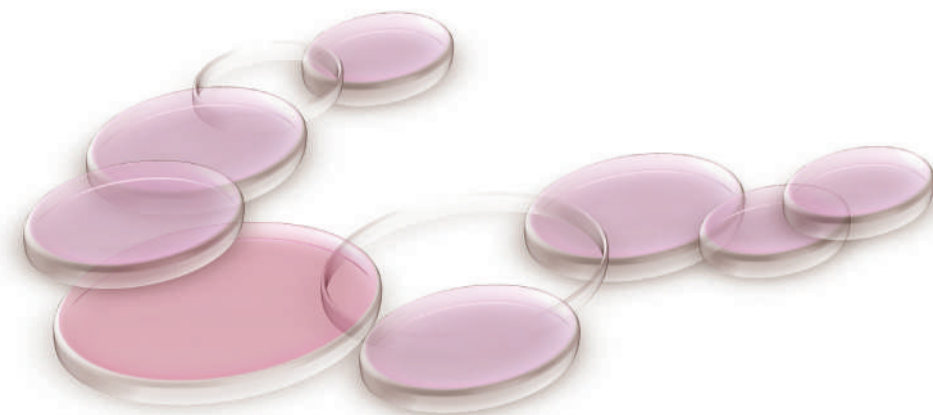
ごみ電話受付センター	TEL 0798-22-6600
------------	------------------

産業廃棄物の処理業者の紹介に関すること

一般社団法人 兵庫県産業資源循環協会	TEL 078-381-7464
--------------------	------------------

生活系一般廃棄物に関すること

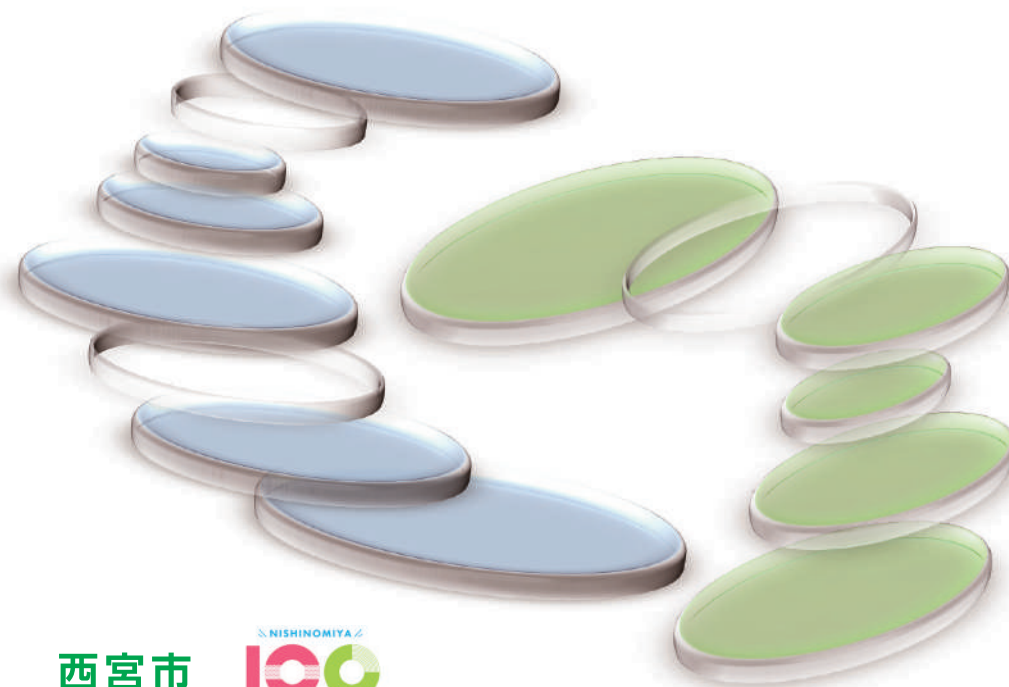
美化企画課	TEL 0798-35-8653
-------	------------------



ハンドブック

事業系廃棄物適正処理

Handbook on Proper Disposal of Business Waste



西宮市
Nishinomiya City



はじめに

近年の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会は私たちの生活を豊かなものにしてくれました。

しかし、その一方で地球温暖化やオゾン層の破壊など地球環境に様々な負荷を与えており、ごみ排出量の増加や最終処分場の逼迫問題など様々な問題が指摘されています。

こうした状況に対応するため、国においては、「循環型社会形成推進基本法」をはじめ廃棄物処理やリサイクルに関する法令の整備がされ、限りある資源の有効活用など環境に負荷がかからない循環型社会の構築を推進する方向へ大きく変化しています。

廃棄物の減量や資源化の適性処理をより一層進め、事業者・市民・行政がそれぞれの役割を認識するとともに、連携・協力して自主的・主体的な取り組みを進めることが必要になります。

これらの基本理念の実現に向け、市内事業者の皆さんにおかれましては、本ハンドブックを有効に活用していただきますようお願い申し上げます。

Contents

第1章 事業系廃棄物の定義

廃棄物とは	1
事業系廃棄物とは	1
事業者はすべての廃棄物について、 廃棄物処理法に基づき適正に処理する必要があります	2
環境基本法が原点	2
産業廃棄物	3

第2章 事業系一般廃棄物の処理

事業系一般廃棄物の処理	4
事業系指定ごみ袋制度について	6
住居と店舗が一体の場合	7
事業系一般廃棄物の持ち込み	7
西部総合処理センターの展開検査	8
事業系古紙類の再資源化について	9
古紙回収拠点について	9

第1章 事業系廃棄物の定義

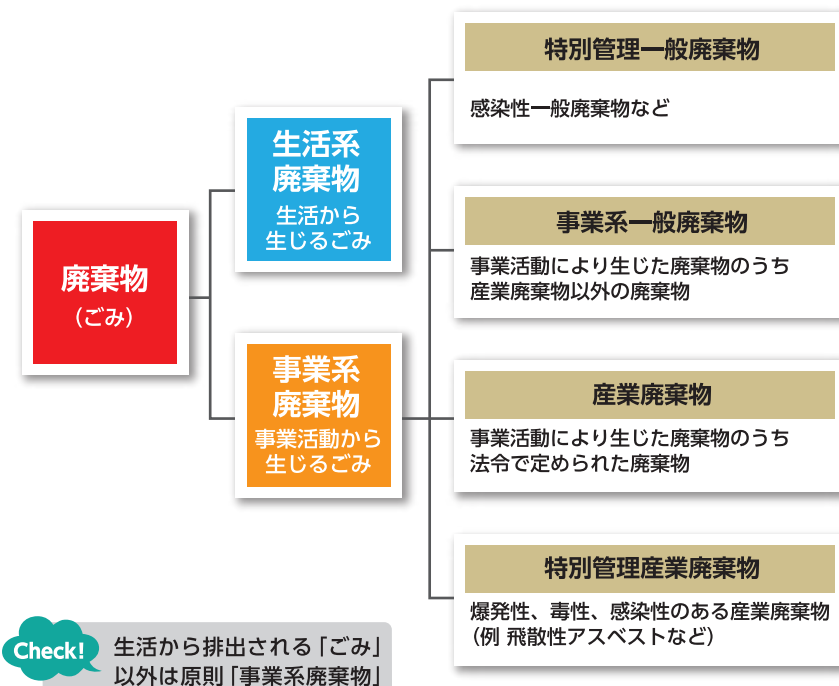
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、**西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例**により、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定めています。

廃棄物とは

占有者が自分で利用したり他人に有償で売却することができないために、不要となった固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く）を指します。

事業系廃棄物とは

生活から排出する**生活系廃棄物**以外が**事業系廃棄物**になります。おおむね図のように分類します。基本的な分類をご理解ください。



事業者はすべての廃棄物について、廃棄物処理法に基づき適正に処理する必要があります

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（事業者の責務）

第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

Check! 「廃棄物」の処理責任者は排出事業者です

環境基本法が原点

廃棄物の法律を理解するには、**環境基本法**を知っておく必要があります。国の環境保全の理念が定められており、具体的な行動指針が**循環型社会形成推進基本法**です。事業者や国民の**排出者責任**を明確化し、特に生産者には、製品が廃棄物となるまで一定の責任を負う**拡大生産者責任**の原則を定めています。

環境基本法

環境に関する法律の基本

Check! 法改正等が多いので、関係省庁のHPをこまめにチェック

循環型社会形成推進基本法

物の循環について定めたもの

資源有効利用促進法

リサイクルの推進を求めたもの

リサイクルできないもの…

廃棄物処理法

廃棄物の適正処理について定めたもの

特性に応じた規制

食品リサイクル法

建設リサイクル法

家電リサイクル法

容器包装リサイクル法

小型家電リサイクル法

自動車リサイクル法

産業廃棄物

産業廃棄物は廃棄物処理法で以下の20種類が定められています。**産業廃棄物**以外の廃棄物は**一般廃棄物**と定められています。

Check! 業種によっては、「一般廃棄物」になります

	種類	具体例
すべての事業活動に伴うもの	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残渣
	汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥、カーバイトかす、ペントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
	廃油	鉱油性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等
	廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
	廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程で生じたコンクリートブロックくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず、廃石膏ボード等
	鉱さい	鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石灰、粉炭かす等
特定の事業活動に伴うもの	がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設やDXN特措法に定める特定施設、産業廃棄物焼却施設から発生するばいじん、集じん施設によって集められたもの
	紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じる紙くず
	木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生じる木材片、おがくず、パーク類等 貨物の流通のために使用したパレット等
	繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生じる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	動植物性残さ	食品製造業、医薬品製造業及び香料製造業から生じるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣の内臓・あら等の固形状の不要物
	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体

以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（13号廃棄物と呼ばれている。例えばコンクリート固化物）

第2章 事業系一般廃棄物の処理

事業系一般廃棄物の処理

事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものが**事業系一般廃棄物**となります。そのため、まずは**産業廃棄物**を理解し、**一般廃棄物**であるかは総合的に判断する必要があります。廃棄物は多種多様な事業者から排出されるため多様化しています。まずは、自社の廃棄物を再確認してください。

Check! 「処理」とは、収集運搬から最終処分までです

事業系一般廃棄物の処理例

生ごみ

食品の売れ残り、食べ残した物、調理くずなど



一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して、処理センターやリサイクル施設に搬入します。また、自ら搬入することもできます。

- 食料品製造業などの業種から発生する厨芥類（製品は除く）は産業廃棄物（動植物性残さ）です。
- 食料品関連事業者は、食品リサイクル法に基づき減量・リサイクルに取り組む必要があります。
- 水切りの徹底、生ごみ処理機の活用などを行い、減量に努めましょう。

紙ごみ

汚れのついた紙、リサイクルできない紙など



一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して、処理センターに搬入します。また、自ら搬入することもできます。

- 建設業、紙・紙加工品製造業、印刷出版業などの業種から発生する紙ごみは産業廃棄物（紙くず）です。

草木類

木製品、せん定枝など



一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して、処理センターやリサイクル施設に搬入します。また、自ら搬入することもできます。

- 建設業、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業などの業種から発生する木類又は貨物の流通のために使用した木のパレットは産業廃棄物（木くず）です。

廃棄物は、自らの責任で、法令と条例にしたがって処理しなければいけません。**事業系一般廃棄物の収集運搬**については、**にしのみや環境サポート協同組合**にお問い合わせください。

にしのみや環境サポート協同組合

☎0798-36-7806

産業廃棄物を**一般廃棄物**として処理してしまう例として以下のものがあります。**産業廃棄物**は、法令で定められたとおり適正に処理してください。

事業系一般廃棄物に混入しやすい例

プラスチック類	弁当・カップめんの容器、ラップ類、トレイ、ビニール袋、発砲スチロール、化学繊維など	産業廃棄物処理業者に委託してください。
金属類	刃物類、スプレー缶、一斗缶、金具類など	
ガラス陶磁器	コップなどのガラス類、陶磁器など	
電池類	乾電池、ボタン電池、充電電池など	
水銀使用製品	蛍光灯、水銀灯など	産業廃棄物処理業者に委託してください。
その他（粗大ごみなど）	金属製品など	

※産業廃棄物を市の処理センターで処理することはできません。

廃棄物の中には**再資源化**できるものもあります。廃棄物から**資源**を取り出しリサイクルすることで廃棄物の減量がすみ、**資源**は売却できる場合があります。

缶	飲料用の缶など	缶やびんなどは再生利用が可能ですので分別し、リサイクルしてください。産業廃棄物処理業者に委託して、可能な限り再資源化してください。
びん	飲料用のびんなど	
ペットボトル	飲料用などのペットボトル	
古紙	種類ごとに分別し、一般廃棄物収集運搬許可業者や資源回収業者に委託してください。再生利用可能な古紙を廃棄物として処理することは避けましょう。	※詳細は9ページをご参照ください。
	新聞、雑誌、ダンボール、OA古紙、シュレッダーくず、機密書類、雑誌み（メモ用紙、郵便物、封筒、紙袋、ボール紙、空き箱、パンフレット、カタログなど）	
古布	不要になった衣類など	事業系一般廃棄物として処理することもできますが、できる限りリサイクルしましょう。
	●化学繊維製品は産業廃棄物です。	
	●建設業、繊維工業などの職種から発生する古布は産業廃棄物（繊維くず）です。	

Check!

「マニフェスト」が必要？

産業廃棄物の処理を他人に委託した場合はマニフェストの交付が必要ですが、資源としてリサイクルする場合はどうなのでしょう。

①「産業廃棄物」をリサイクル品として排出する場合 **必要**

②「もったばり物」を委託する場合 **不要**

③「土砂」を委託する場合
※コンクリート等がれき類が多量に混在 **必要**

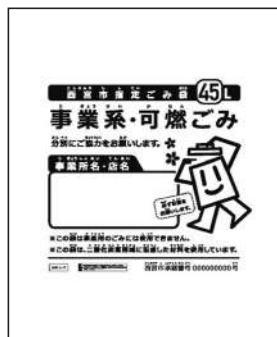
※自然界の土のみ **不要**

④少量の「産業廃棄物」を定期収集してもらう場合 **必要**

⑤現場に人がいない場合も…
現場で交付が必要 **必要**

事業系指定ごみ袋について

事業系指定ごみ袋とは、事業者が排出した事業系一般廃棄物を市の処理施設で処分する場合に使用する袋です。中身が見えるごみ袋にすることで、適正なごみ分別排出の推進や収集作業時の安全確保と効率化を目的としています。



事業系一般廃棄物を市の施設で処分をする場合には、原則、事業系指定ごみ袋へ入れていただく必要があります。

袋サイズ 45ℓ または 90ℓ

Check!

「事業所名」が必要

事業系指定袋には、事業所名を記入していただく必要があります。
（「西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第10条第2項）

記入例 ○○商店、○○ストア○○店、○○会社○○営業所、
○○ビル、○○寮、○○ケアセンター など

※印字、または水に濡れても問題のないシールも可。

事業系指定ごみ袋の販売店については、随時市のホームページへ情報を公開していきます。

西宮市の事業系指定ごみ袋は、袋の仕様を市が指定し、袋の料金にごみ処理手数料が含まれない単純指定袋です。

販売価格や製造元は、販売店により異なりますので、商品については、販売店へお問い合わせください。

事業系指定ごみ袋は、白半透明で破れにくい低密度ポリエチレンを採用し、二酸化炭素排出量の削減に配慮した袋としています。

Check!

「CO₂削減」?

西宮市の指定ごみ袋には、一般的に使用されている石油由来のプラスチック製のごみ袋と比較し、製造・焼却時に発生するCO₂排出量の削減効果が期待できるバイオプラスチックなどの素材を配合しています。

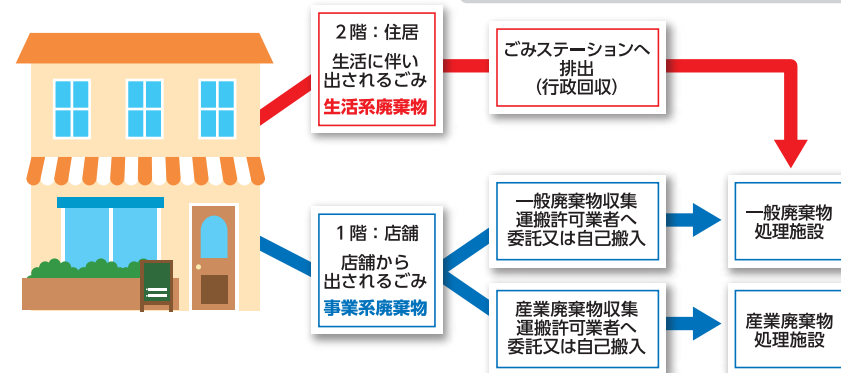


住居と店舗が一体の場合

住居と店舗が一体であっても、**事業系廃棄物を生活系廃棄物として出すことはできません。**

Check!

「事業系」と「生活系」に分けなければなりません！ 守らなければ市が指導を行う場合があります。



事業系一般廃棄物の持ち込み

事業系一般廃棄物は、**西宮市西部総合処理センター**に、事業者自らが持ち込んで処分することもできます。持ち込む際は、前日までに**ごみ電話受付センター**で予約をしてください。

西宮市西部総合処理センター

西宮市西宮浜 3 丁目 8 番

ごみ電話受付センター

☎0798-22-6600

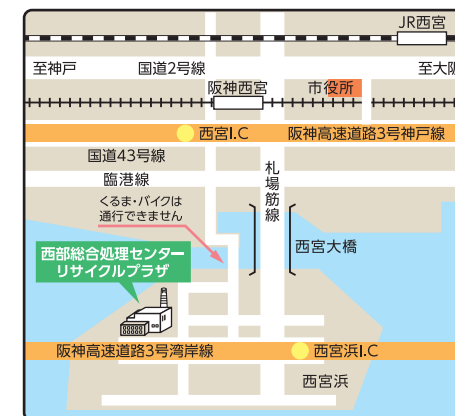
受付時間 (祝日含む)

月～金 9 時～17 時 30 分
※土・日曜日の受付は行いません

搬入日・時間 (祝日含む)

粗大ごみ 月～土 8 時～15 時 30 分
可燃ごみ 月～土 8 時～16 時 30 分
※日曜日の搬入はできません

Check! 処理手数料等のご確認は
ごみ電話受付センターで



西部総合処理センターの展開検査

西宮市では、事業者や一般廃棄物収集運搬業許可業者から施設に持ち込まれた廃棄物の検査を実施しています。**産業廃棄物などの不適切な廃棄物等**が混入していた場合は、指導とともに違反品の搬入を断るなど、事業系一般廃棄物の適正処理の推進に取り組んでいます。



Check! 店舗や事務所から出るペットボトルやプラスチック類（例：ビニール袋、発泡スチロール、梱包材）などは産業廃棄物に該当します。

事業者の皆さまへのお願い !!

市の処理施設で実施している展開検査で、不適物の混入を確認した場合は、一般廃棄物収集運搬業許可業者に通知するとともに、排出事業者へ立入検査を実施する場合があります。立入検査の際には、廃棄物の適正処理について現場で確認させていただきます。

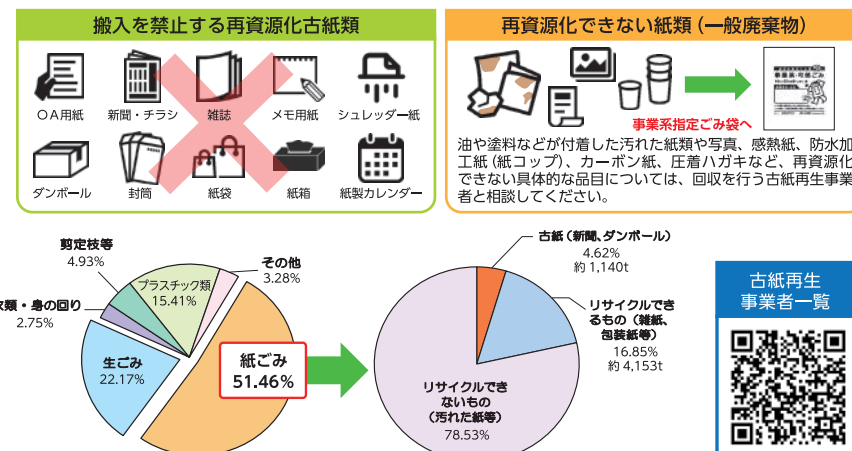
Check! 「不法投棄」は犯罪です!!

ごみをみだりに投棄すると5年以下の懲役若しくは1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金又はその両方（廃棄物処理法（第25条））を科せられる。

事業系古紙類の再資源化について

市では、令和7年1月4日（土）より、西宮市総合処理センターへの再資源化可能な事業系古紙類の搬入を禁止します。

事業系一般廃棄物排出抑制が喫緊の課題となっている本市において、可燃ごみの約51%にあたる「紙ごみ」のうち、再資源化できるダンボール等の古紙類が約22%あり、可燃ごみ全体の約11%を占めています。事業活動に伴い生じた古紙類については、古紙の再生事業者へ引き渡して再資源化してください。



古紙回収拠点について

市では、古紙回収拠点を設置しています。利用時間内であれば、いつでも古紙類を持ち込むことができます



所在地（※地番表記。住居表示ではありません）

上甲子園 5 丁目 5-3

回収できるもの

新聞、段ボール、紙類（チラシ・雑誌・古本など）

利用時間

月曜～日曜 午前 7 時半～午後 4 時半
※1月1日～3日を除く

利用できる人

事業者、市民
※持ち込み時に必要な書類はありません

※ご利用にあたっての注意事項

1. 回収品目以外は持ち込まないでください。（リサイクルできません）
2. 紙類でリサイクルできないものがあります。窓付き封筒（セロハン窓）、ビニールコート紙、紙コップなどのワックス加工品、油紙、写真、防水加工紙、感熱紙、裏カーボン紙、ノーカーボン紙、アルバムはリサイクルできません。混ぜて捨てないでください。
3. 時間外は、出入口を施錠しています。